

「箕面市誕生70周年記念ロゴ」の名義使用について

令和8年（2026年）4月9日
企画部 秘書広報課

「箕面市誕生70周年記念ロゴ」の名義使用について、下記のとおり定める。

（対象団体）

- ・市内の活動実績を有する現に活動する団体であって、当該団体が定めた定款、規約、会則その他これらに準ずるものにより運営される設置目的が明確な団体
- ・前項に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

（対象となる事業）

- ・対象事業が箕面市内で実施されること。
- ・箕面市民を対象とした催し（ただし、特定の団体の会員等のみを対象とするものを除く）であり、毎年1回以上実施されていること。
- ・政治活動、宗教活動またはそれに類する行為及び営利活動でないこと。
- ・暴力団、箕面市暴力団排除条例第二条第二号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者（以下これらを「暴力団等」という。）の利益又は利益となるおそれがないこと。
- ・令和9年（2027年）3月31日までに対象事業が終了すること。
- ・名義の使用を承認すべきでない特段の事情がないこと。

（名義の使用）

- ・市制施行70周年記念事業の周知に、パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物を配布または掲示するときは、当該印刷物に「箕面市誕生70周年記念ロゴ」を使用することとする。
- ・「箕面市誕生70周年記念ロゴ」は、下記のとおりとする。



（使用の申請）

名義を使用しようとする団体は、事業を実施する日の1月前までに名義使用の申請をしなければならない。

（使用の承認等の通知）

名義の使用を承認するときは、使用の承認の通知を行う。また、名義の使用を承認しないときには、使用の不承認の通知を行う。

（使用の条件等）

- ・ 使用許可を受けた使用目的以外の用途で使用しないこと。
- ・ 画像について、断りなく編集や内容の改変（加工、切り取り、抽出、色変更等）を加えることは行わないこと。ただし、白黒印刷で使用することは可能。
- ・ 画像使用に関する責任は申請者にて負うこと。
- ・ 画像が申請者のものである、または、市が支援や公認をしているような誤解を与えるような用途で使用しないこと。
- ・ 画像使用にあたっては、出典元を必ず記載すること。また、出典元を記載する場合は、「箕面市誕生70周年記念ロゴ」と記載すること。
- ・ 申請時に制作物のデザイン（最終版）を添付すること。デザインも含めて使用の可否の判断を行う。
- ・ 有償で販売される商品に使用しないこと。ただし、無料で梱包する包装紙等は使用可能とする。

（承認の取り消し）

以下の場合、名義の使用の承認を取り消すことができる。

- ・ 名義の使用を承認した後において、対象事業及び団体かつ使用の条件に該当しないことが判明したとき。
- ・ 使用の条件等に違反したとき。
- ・ その他名義を使用させることが不相当と認めるとき。

（名義の無断使用）

名義が無断で使用されたときは、直ちに事業の主催者等に書面または口頭で警告し、その使用を中止させるものとする。

（免責）

市は、名義の使用によって生ずる損害について一切の責任を負わない。

以上